

横浜市教育委員会後援名義の使用申請について

教育委員会事務局生涯学習文化財課では、**生涯学習の振興を図る事業**※に対して、「横浜市教育委員会」の後援名義使用の承諾及び賞状の交付を行っています。

※生涯学習の振興を図る事業とは

広く一般市民が参加する生涯学習に寄与するもので、講演会、展覧会（書道展・絵画展等）、音楽会その他これらに類するもので、**公共性のある事業**のこと

■ 後援名義使用・賞状等交付の条件

生涯学習の振興を図る事業で、以下のすべての条件を満たす事業が対象となります。

- (1) 横浜市全域を対象とし、かつ、主たる会場を横浜市内とする事業であること
 - (2) 参加費は無料、または事業内容等から判断して社会的に妥当な範囲内の金額であり、営利を目的としないこと、また、営利を目的として物品の販売を行わないこと
 - (3) 幅広く市民の参加が見込まれる事業であること
 - (4) 団体が専らその構成員の親睦のために行う事業及び団体の構成員のみを対象とする事業でないこと
 - (5) 開催場所において公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること
- 次のいずれかに該当する場合は適用除外となります。**

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための行事その他政治的中立性を損なうおそれがあると認められるもの
- (3) 宗教の布教、教化、宣伝等の活動その他の宗教的活動と認められるもの
- (4) 当該団体の構成員又は会員の勧誘を目的とするもの
- (5) 横浜市の施策・事業との整合性がないものその他教育長が不相当と認めるもの

※ 生涯学習を推進する観点から、市民の方も一緒に参加できるプログラムを盛り込むことが望まれます。

※ 「福祉・健康をテーマとする事業」「文化振興的な事業」「スポーツ事業」など、当該事業に関連する部署がある場合は、他の部署を御案内する場合があります。

※ 後援名義使用以外の対応（職員等の出席やあいさつ・祝辞等）はありません。

2 賞状の交付の条件

団体が行う生涯学習の振興を図る事業で、**横浜市教育委員会**が後援等の名義使用を承諾した**事業**が対象となります。

※「**教育委員会賞**」の場合…**教育委員会作成の賞状**を交付

※「**教育長賞**」の場合…**白紙の賞状**を交付

■ 提出書類

申請書や参考様式等、様式のダウンロードは、生涯学習ホームページ「はまなび」で。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyuu/yousiki/>

1 後援名義使用申請書等の提出

次の書類を添えて、下記提出先まで郵送または窓口で御提出ください。

【申請に必要な書類】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 後援名義使用申請書（第1号様式） | (2) 事業計画書（参考様式あり） |
| (3) 収支予算書（参考様式あり） | (4) 広報計画書（参考様式あり） |
| (5) 団体規約（申請団体の規約） | (6) 団体役員名簿（役職、氏名の一覧） |
| (7) 団体活動状況（過去1年程度） | |
| (8) 前回承認した通知書の写し | (9) 前回実施事業のチラシ |

【賞状の交付を希望する場合】

- | | | |
|-------------------|-----------|------------|
| (10) 授与申請書（第1号様式） | (11) 表彰規定 | (12) 審査員名簿 |
|-------------------|-----------|------------|

【提出期限】

申請書等は、申請事業の広報を開始する1か月前までに御提出ください。

申請件数が年間約200件に及んでおり、書類審査に時間を要するため、令和2年5月より審査期間（申請から名義使用承諾通知書の発送まで）を3週間から1か月に延長しました。

また、申請が集中する3月～4月、当課が所管する成人式などの準備で繁忙期となる12月～1月は、1か月以上お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

※名義使用承諾前に「横浜市教育委員会」等の名義を入れてポスター・チラシなどの印刷物を作成することはできません。（「予定」「申請中」と入れた場合でも同様の扱いとなります。）

2 事業報告書等の提出

事業終了後、速やか（1か月以内）に次の書類を提出してください。

※提出がない場合、一定の期間申請を受理することができません。

【報告に必要な書類】

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| (1) 事業終了届（第4号様式の1） | (2) 収支決算書（参考様式あり） |
| (3) 事業内容がわかるもの（チラシやパンフレット、記録写真など） | |
| (4) 【賞状の交付があった場合のみ】授与報告書（第4号様式の2） | |

3 事業内容の変更

事業内容に変更が生じた場合は、速やかに次の書類を提出してください。

【必要な書類】

- | |
|--------------------|
| (1) 事業内容変更届（第3号様式） |
|--------------------|

【書類提出先、問合せ】

横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課 後援名義担当

住所：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話：045-671-3282 / FAX：045-224-5863

E-mail：ky-syobun@city.yokohama.jp